

「JOB ナビすいた運營業務」委託事業者募集要項

1 目的

この要項は、吹田市都市魅力部地域経済振興室が実施するJOBナビすいた運營業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めます。

なお、本業務に係る事業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画書等の提案を募集し、この提案を一定の基準で審査し、最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業名

「JOB ナビすいた運營業務」

(2) 内容

別添『「JOB ナビすいた運營業務」仕様書』のとおり

(3) 実施場所

吹田市片山町1丁目1番 メロード吹田一番館2階

(4) 履行期間

平成29年（2017年）8月1日から平成32年（2020年）7月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(5) 予算限度額（年額）

金 30,641,452円（消費税および地方消費税含む）とします。

ただし、初年度は年額の3分の2とし、最終年度は年額の3分の1とします。（1円未満切り捨て）

3 施設概要

吹田市では、平成14年度（2002年度）から「地域就労支援事業」として、障がい者やひとり親家庭の保護者、若年者、中高年齢者など、働く意欲がありながらも課題を抱えて就職を実現できない就職困難者を対象として事業を実施しているところです。

本市の就労支援施設である「JOBナビすいた JOBカフェすいた」は、地域就労支援事業の柱として、就職困難者をはじめとして、広く市民求職者を対象に就労支援サービスを提供しています。

「JOBナビすいた JOBカフェすいた」は、以下の2つのコーナーからなる就労支援施設であり、今回本要項にて企画提案の募集を実施するのは、(1)相談コーナー部分の業務です。

(1) 相談コーナー（委託部分）

市民の求職者に対し、各人の状況に応じて、個別カウンセリングを行うとともに、「パソコンコーナー」や「就職お役立ち情報コーナー」を設け、求職者を就労へ導きます。

(2)吹田市無料職業紹介所（市直営部分）

吹田市内企業を中心に独自の求人開拓を行っており、職業紹介を希望する市民に対し、スタッフが丁寧にマッチングを図り、就労へ導きます。

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の各号を全て満たす法人又は団体（以下「団体」という。）若しくは複数の団体が構成するグループであることとします。個人の応募は受け付けません。

また、グループで申請する場合は、すべての構成員が次の要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 国税及び地方税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 就職支援業務について、3年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては当該業務を法人の目的としていることが、履歴事項全部証明書等により確認できること。
- (5) 募集要項交付日から契約候補者決定日までの間において、本市から吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 過去3年以内に、労働基準法その他労働関係法令違反をしていないこと。
- (7) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とします。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 公募に係る主なスケジュール

項番	手続き等	期限等
1	募集要項等の公表 (募集開始)	平成29年5月15日(月)
2	募集期間	平成29年5月15日(月)～5月31日(水)
3	参加表明書の受付	平成29年5月15日(月)～5月31日(水)
4	現地見学会の申込み期限	平成29年5月31日(水)
5	参加資格審査の結果通知	平成29年6月 5日(月)
6	現地見学会の開催日時	平成29年6月 6日(火) 午前9時30分
7	質問の受付期間	平成29年6月 6日(火)～6月8日(木)
8	質問の回答公表期間	平成29年6月12日(月)～6月16日(金)
9	応募書類の受付期間	平成29年6月12日(月)～6月16日(金)
10	プレゼンテーション審査	平成29年6月中旬以降予定
11	選考結果通知	平成29年6月下旬頃
12	事業開始	平成29年8月 1日(火)

7 担当窓口

〒 564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 労働担当：西村・大黒（だいこく）

電話 06-6384-1365

FAX 06-6384-1292

メールアドレス s_roudou@city.suita.osaka.jp

8 応募及び参加の手続

(1) 募集要項等の配布について

ア 期間

平成29年5月15日(月) から平成29年5月31日(水) 午後5時30分まで

イ 交付場所

(ア) 吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

(イ) 吹田市ホームページからダウンロード

ウ 配布資料

(ア) 本業務公募型プロポーザル方式募集要項

(イ) 本業務仕様書

(ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準

(エ) 本業務に関する提案についての提出書類等

(2) 参加表明書等の提出について

ア 提出書類

(ア) 参加表明書【様式1】

(イ) 会社概要（本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類）

(ウ) 直近1事業年度の決算報告書（科目内訳書の提出を求める場合があるものとします。）及び事業報告書又はこれらに類するもの（グループ企業の連結決算の場合は、連結決算報告書も提出するものとします。）

(エ) 履歴事項全部証明書等（届出日において発行の日から3か月以内のもの。）

(オ) 納税証明書（届出日において発行の日から3か月以内のもの。）

イ グループで申請する場合

(ア) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め「参加表明書（様式1）」にその旨を明記してください。

(イ) 「グループ構成員届」【様式2】及び「グループ協定書」【様式自由】を提出してください。

(ウ) 本業務公募型プロポーザル方式募集要項8の(2)のア提出書類のうち、(イ)から(オ)までの書類は、すべての団体について提出してください。

(エ) 単独で応募した団体は、グループでの応募の構成員となることはできないものとします。

(オ) 複数のグループにおいて同時に構成員となることはできないものとします。

(カ) 応募書類の提出後は、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は認めません。

ウ 期間

平成29年5月15日（月）から平成29年5月31日（水）午後5時30分まで

エ 提出場所

吹田市役所 都市魅力部 地域経済振興室

オ 部数

各1部

カ 提出方法

持参もしくは郵送（簡易書留に限る）

（持参の場合、土・日を除く午前9時から午後5時30分まで）

(3) 参加資格審査結果通知

平成29年6月5日（月）に全事業者に電子メールにより通知し、その後書面でも通知します。

(4) 現地見学会について

現地見学会を次のとおり開催します。なお、当見学会に参加しない場合も、応募は可能です。

ア 日 時

平成29年6月6日（火） 午前9時30分から午前11時まで

イ 場 所

吹田市片山町1丁目1番 メロード吹田一番館2階
JOB ナビすいた JOB カフェすいた

ウ 申込み

見学会参加希望者は、現地見学会申込書【様式3】を担当窓口でFAXまたは電子メールにて、平成29年5月31日（水）午後5時30分までに提出してください。なお、1事業者2名までとします。

【FAX番号】 06-6384-1292

【メールアドレス】 s_roudou@city.suita.osaka.jp

(5) 質問の受付及び回答について

提案書を提出するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書【様式4】

イ 期間

平成29年6月6日（火）から平成29年6月8日（木）午後5時30分まで

ウ 提出場所

吹田市役所 都市魅力部 地域経済振興室

エ 提出方法

電子メールにて提出。件名は「JOB ナビすいた運營業務に関する質問（事業所名）」

【メールアドレス】 s_roudou@city.suita.osaka.jp

オ 質問回答

市ホームページ上に下記期間中公表します。

平成29年6月12日（月）から平成29年6月16日（金）午後5時30分まで

(6) 提案書等の提出について

本業務仕様書の内容を踏まえ、提案書等を作成し、提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書【様式5】

(イ) 企画書【様式自由】

(ウ) 見積書【様式6】

(エ) 辞退届【様式7】（参加表明書等を提出後、辞退する場合、提出してください。）

イ 期間

平成29年6月12日（月）から平成29年6月16日（金）午後5時30分まで

ウ 提出場所
吹田市役所 都市魅力部 地域経済振興室

エ 部数
提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、提出してください。

オ 提出方法
直接持参してください。(土・日を除く午前9時から午後5時30分まで)

(7) 提案書等に関する留意事項

ア 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。

イ 前記(6)ア 提出書類のうち、(ア)から(ウ)における記載事項は、別添「JOBナビすいた運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」の審査の視点に留意して記載してください。

ウ 用紙の規格はA4版、両面印刷の横書きとし、文字サイズは12ポイント以上とします。

エ 前記(6)ア 提出書類のうち、(イ)企画書については、左上に必ず参加者番号を入れ、左綴じでホッチキス止めとし適宜ページ番号を付けてください。また会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

オ 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めません。

カ 見積書の金額については予算限度額(年額)を超えないものとします。

(8) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その応募は無効とします。

エ 提出書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

オ 市が提示する書類等や応募団体の提出書類等の著作権は、それぞれのものに帰属します。ただし、市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

カ 特許権等

提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募団体が負うものとします。

キ 提出書類の情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、公開の諾否を決定します。

ク 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

9 選考の方法

(1) 審査(プレゼンテーション)

本市が設置する「JOB ナビすいた運營業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、別添「JOBナビすいた運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」をもとに提案書及び企画提案書に基づく審査(プレゼンテーション)を次のとおり実施します。

ア 実施日時

平成29年6月中旬以降 ※詳細な日時は別途提案事業者へ通知します。

(2) 選定方法及び決定

ア 提案事業者の選考は、選定委員会において、別添「JOBナビすいた運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に基づいて選考し、各委員による審査の結果、評価点の総合計点が最高点の者を最優秀提案事業者とします。

イ 最優秀提案事業者に該当する者が複数者いる場合は、原則として提案金額が最低の事業者を最優秀提案事業者とします。なお、この場合において、提案金額も同額の場合、選定委員会委員による合議又は多数決により決定します。

ウ 委員の平均得点が6割を超えない場合は失格とします。

エ 応募が1社のみの場合でも審査し、適否を判断します。

オ 選定委員会は非公開とし、選考内容にかかる質問や異議は一切受け付けません。

(3) 審査結果

選定委員会の審査結果については、平成29年6月30日(金)までに全事業者に書面でも通知し、ホームページ上でも公表します。

(4) その他

選定事業者及び次点者に事故等があるなど、特別な理由があるときは、応募事業者の中から、新たに選定事業者を選考することがあります。

10 契約の締結

(1) 選定委員会で決定した最優秀選定事業者と本業務の契約締結交渉を行います。選定された提案書の記載事項に基づき、市と協議調整の上定めます。

(2) 契約候補者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

(3) 契約保証金については、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)第115条第3号の規定及び「契約保証金徴収の取扱基準について(昭和55.4.1市長決裁)」により契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、減免または免除することがあります。

1.1 業務の引継ぎ

(1) 引継ぎ準備について

受託事業者決定後、平成29年8月1日（火）から事業を滞りなく開始するために、事業の引継ぎを行うこととなります。

(2) 事業実施期間終了時の引継ぎ

受託事業者は、事業実施期間の終了時に、次期受託事業者等が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供してください。

(3) 引継ぎに要した費用はすべて、受託事業者の負担となります。